

公益社団法人 日本教育会

定 款

令和3年7月

公益社団法人日本教育会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本教育会と称し、外国に対しては、Japan Education Corporation for the Public Interests (略称J.E.C.P.I) という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、日本の文化と伝統を重んじ、かつ、時代の要請に応ずる教育の確立を目指し、教育関係団体並びに広く教育に関心をもつ者の協力の下に、教育の調査研究活動及びその普及活動等を行い、もって我が国教育の正常にして健全な発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 教育に関する調査研究及び助成
 - (2) 教育に関する研修会、講演会等の開催
 - (3) 教育に関する意見発表と世論の喚起
 - (4) 家庭教育及び社会教育の振興
 - (5) 教育に関する出版物等の刊行
 - (6) 各種教育関係団体との連携協力
 - (7) その他この法人の目的達成に必要な事業
- 2 前項の事業については、日本全国において行う。

第3章 会 員

(種 別)

第5条 この法人の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正 会 員 この法人の事業に賛同して入会した個人
- (2) 特別会員 この法人の事業に賛同して協力する団体
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助する個人又は団体

(入 会)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込むものとする。

- 2 入会は、総会において定める入会及び退会規程に定める基準により、理事会において承認し、本人に通知するものとする。

(会 費)

第7条 この法人の会員は、この法人の事業活動に必要な経費に充てるため、総会において別に定める額を、支払わなければならない。

(退 会)

第8条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合は、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この法人の定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に違反する行為があったとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 2年以上会費を滞納したとき。
- (2) 総社員の同意があったとき。
- (3) 死亡又は会員である団体が解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第10条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

- 2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金は、これを返還しない。

(代議員)

第12条 代議員は、概ね正会員の600人の中から1人の割合をもって選出する(端数の扱い等細部については、理事会で定める。)

- 2 選出された代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。
- 3 代議員に選出された者が、第8、9、10条の規定により、正会員の資格を失った場合は、同時に代議員の資格も喪失する。
- 4 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は、理事会において定める。
- 5 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。
- 6 第4項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。
- 7 第4項の代議員選挙は、2年に1度4月に実施することとし、代議員の任期は、選任の2年後に実施される代議員選挙の終了の時までとする。ただし、代議員が総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え(法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条)を提起している場合(法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む)には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員はその地位を失わない。(当該代議員は、役員選任及び解任(法人法第63条及び第70条)並びに定款変更(法人法第146条)についての議決権を有しないこととする。)
- 8 代議員が欠けた場合に備えて、代議員選挙において補欠の代議員を選挙しておくことができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
- 9 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

- (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
 - (3) 同一の代議員（2人以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の代議員）につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位
- 10 第8項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 11 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様にこの法人に対して行使することができる。
- (1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
 - (2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
 - (3) 法人法第57条第4項の権利（総会の議事録の閲覧等）
 - (4) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
 - (5) 法人法第51条第4項及び52条第5項の権利（議決権行使書面の閲覧及び電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）
 - (6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
 - (7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
 - (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）
- 12 理事、監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することはできない。

第4章 総 会

（構 成）

第13条 総会は、第12条第1項のすべての代議員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

（権 限）

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 各事業年度の事業報告の承認
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（種類及び開催）

第15条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

2 定時総会は、年に1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

3 臨時総会は、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第 16 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

- 2 総代議員の 5 分の 1 以上の議決権を有する代議員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第 17 条 総会の議長は、当該総会において出席代議員の中から選出する。

(議決権)

第 18 条 総会における議決権は、代議員 1 名につき 1 個とする。

(決 議)

第 19 条 総会の決議は、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上が出席し、総代議員の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 22 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第 20 条 総会に出席できない代議員は、予め通知された事項について、書面若しくは電磁的方法により議決し、又は他の代議員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

- 2 前項の場合における前 2 条の規定の適用については、その代議員は出席したものとみなす。
- 3 理事又は代議員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について代議員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 21 条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 代表理事及び議長並びに当該総会において選出された出席代議員代表 2 名以上が、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役 員

(役員設置)

第 22 条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 18 名以上 25 名以内
- (2) 監事 3 名以内
- 2 理事のうち 1 名を会長、1 名を理事長とし、法人法上の代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち、1 名を専務理事、2 名を常任理事（事業・組織担当、財務担当）と

し、法人法上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 23 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 24 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 26 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 22 条第 1 項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 27 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第 28 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事には、報酬を支給することができる。

2 理事及び監事に対し、その職務を行うために要する費用については支払うことができる。

3 前項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める報酬等に関する規程による。

第 6 章 理 事 会

(構成)

第 29 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 30 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、理事会の決議に理事として加わることはできない。

(決議の省略)

第34条 前条第1項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りでない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 顧問、参与及び委員会

(顧問及び参与)

第36条 この法人に任意の機関として、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、会長が理事会の承認を得てこれを委嘱する。

3 顧問及び参与は、次の職務を行う。

(1) 顧問は、この法人の目的達成に必要な事項について、理事会に意見を述べることができる。

(2) 参与は、本会の運営について会長の諮問に応ずる。

4 顧問及び参与の選任及び解任は、理事会において決議する。

5 顧問及び参与は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(委員会)

第37条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、会員及び学識経験者等のうちから、理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 財産目録に記載された財産

(2) 会費収入

(3) 寄附金品

(4) 資産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(資産の種別)

第39条 この法人の資産を分けて、基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産

3 前項以外の財産は、運用財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第40条 この法人は、基本財産について適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、総代議員の3分の2以上の議決を得なければならない。

(資産の管理・運用)

第41条 この法人の資産の管理・運用は、業務執行理事が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める資産管理運用規程によるものとする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第43条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て定時総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第44条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て総会に提出し、その内容を報告し、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び代議員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第45条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産額

を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第47条 この法人は、総会の決議その他の法令で定められた事由により解散する。

(公益認定等の取消等に伴う贈与)

第48条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1ヶ月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公 告

(公 告)

第50条 この法人の公告は、電子公告による。

2 やむを得ない事由により電子公告によることができない場合には、官報に掲載する方法による。

第11章 事 務 局

(設置等)

第51条 この法人の事務を処理するため、事務局を設ける。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を経て任免し、その他の職員は代表理事が任免する。

4 職員は、有給とする。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第52条 この法人は、公正で開かれた活動をするため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第53条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(附 則)

- 1 この定款は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（以下、「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は、北原保雄、昌子守彦とする。
- 3 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第42条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日（平成24年3月31日）を事業年度の末日とし、設立の登記の日（平成24年4月1日）を事業年度の開始日とする。
- 4 平成25年6月22日 一部改定
平成27年6月20日 一部改定
令和3年6月25日 一部改定